

令和7年11月定例会 経済委員会（事前）

令和7年11月25日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長 沢本 勝彦
 副委員長 重清 佳之
 委員 岡田 理絵
 委員 井村 保裕
 委員 寺井 正邇
 委員 北島 一人
 委員 仁木 啓人
 委員 岸本 淳志
 委員 古川 広志
 委員 岡田 晋

議会事務局

議事課副課長 山田久美子
 議事課課長補佐 一宮 ルミ
 議事課主任 横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平畠聰一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聰
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎
農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲

農林水産総合技術支援センター経営推進課

企画・プロジェクト担当課長	富永 貴嗣
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	井村 慎也

【提出予定議案】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第15号 徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 議案第16号 徳島県立椿泊漁港荷さばき所の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 徳島県農業振興地域整備基本方針の変更案について（資料2、資料3）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時47分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の11月定例会提出予定議案につきまして理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

それでは、11月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、経済委員会説明資料により御説明を申し上げます。

3ページでございます。

令和7年度11月補正予算案といたしまして、（1）継続費の変更でございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課の漁業調査船「とくしま」新船建造事業につきましては、水産資源の持続的な利用と漁業経営の安定化を図るため、漁業法等に基づき、国や関係都道府県と連携した、海洋観測や資源調査等に必要な漁業調査船とくしまの新船建造に当たり、国内の造船業界の再編が進む中での海外からの造船需要の高まりといった背景を踏まえ、3ページの表、下から2段目の計、補正額のとおり4億3,300万円の増額変更をお願いするものでございます。

4ページでございます。（2）債務負担行為でございます。

この後、御説明をさせていただきます徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定に当たりまして、管理運営協定締結に必要となる債務負担行為について、令和8年度に7,009万2,000円を限度額として設定をお願いするものでございます。

5ページでございます。

その他の議案等といたしまして、（1）指定管理者の指定でございます。

令和7年度末をもって現在の指定期間が満了する徳島県立木のおもちゃ美術館につきまして、あすたむらんど徳島と一体的な運営も視野に入れた在り方の見直しを進めており、

指定期間を来年度1年間延長することとしております。

また、令和8年5月に開設予定の徳島県立椿泊漁港荷さばき所について、新たに指定管理候補者を選定する必要があります。

この度、農林水産部指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付するものでございます。

まず、上段の表のア、徳島県立木のおもちゃ美術館につきましては、指定管理者は株式会社あわわ、指定の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日としております。

次に、下段の表のイ、徳島県立椿泊漁港荷さばき所につきましては、指定管理者は椿泊漁業協同組合、指定の期間は、令和8年5月1日から令和13年3月31日までとして、それぞれ指定しようとするものでございます。

なお、農林水産部指定管理候補者選定委員会における候補者の選定理由、選定の経緯等につきましては、資料1、農林水産部指定管理候補者の選定結果についてに記載のとおりでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

農林水産部から、この際、1点御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

徳島県農業振興地域整備基本方針の変更案についてでございます。

まず、1、徳島県農業振興地域整備基本方針の位置付けについてでございます。

この基本方針は、国が定める農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、今後約10年間を見通して、徳島県内で守るべき農用地の面積や農用地等の確保に関する事項を定めており、市町村の農業振興地域整備計画の基準となるものでございます。

2、方針変更の趣旨といたしましては、食料安全保障の重要性が高まる中、農地の総量を確保するため、計画的に優良農地を確保するとともに、国土資源の合理的な利用にも貢献するため、令和7年4月には農業振興地域の整備に関する法律が、同年6月には国指針が改正施行され、これを受けた方針の見直しを行うものでございます。

3、変更のポイントといたしまして、まず、（1）面積目標につきましては、面積目標年を令和12年から令和17年に変更するとともに、面積目標値については、農地転用や荒廃農地の発生のすうせいなどを加味し、国指針に基づく算定式により、令和17年目標を2万8,396haとしております。

また、（2）農用地等の確保に関する事項につきましては、面積目標の達成に向け、市町村から農用地区域の除外協議があった場合の県の同意基準として、新たに面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合は、農用地区域への編入や荒廃農地の解消等の影響緩和措置が講じられること、市町村において影響緩和措置の実施が困難な場合は、代替措置として、県が実施する荒廃農地解消等の農地確保施策への協力が得られるとの2点を追記いたします。

4、今後のスケジュールといたしましては、国との事前調整やパブリックコメント、市町村等からの意見聴取を経て、国の同意を得た上で年度内の策定を予定しております。

なお、基本方針案全体については、資料3のとおりでございます。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井村保裕委員

私から1点、先ほど御説明いただきました漁業調査船「とくしま」新船建造事業に係ることでお聞きしたいと思います。

先ほどの説明では、4億3,300万円の増額変更ということなんですが、まずは現在の新船建造に係る今年度の予算の執行状況について教えてください。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

先ほど、漁業調査船「とくしま」新船建造事業の今年度予算の執行状況について御質問を頂きました。

本県では、漁業調査船とくしまを用いて、水産庁や沿岸各県との連携を図りながら、漁業法等に基づき水産資源の調査や海洋観測等を実施するとともに、漁業者の操業判断に役立つ海水温や潮の流れなどの情報提供を行っております。

現在の漁業調査船は、建造から25年が経過し、老朽化により安全運航の確保が難しく、今後、維持修繕費の増大も見込まれることから、令和7年度から令和9年度までの総額18億6,650万円の継続費をお認めいただき、生産性の高いスマート漁業に対応した観測機器を搭載した、新たな漁業調査船に更新することとしております。

これに向け、本年7月に入札を行ったところ、応札が1社ございましたが、予定価格超過により入札不調となりました。

このため、購入予定だった観測機器の一部をレンタルに変更するなど、仕様変更によるコスト縮減や、入札公告期間を前回の2倍となる52日間に延長し、多くの造船業者に応札を募るなど、入札状況についてできるだけの見直しを実施した上、10月に2度目の入札を行いましたが、結果として1社辞退、もう1社は応札があったものの予定価格を超過し、再度、入札不調となったものでございます。

井村保裕委員

これまで2回入札を行ったけれども、予定価格超過のため入札が不調だったと。できる価格より高かったと。入札する人が、その値段でなかったら採算が合わないのでということだろうと思うのですけれども、この度の増額変更の補正予算の妥当性と併せて、内容を具体的に教えてください。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

井村委員より、入札予定価格の超過要因の分析と継続費の増額変更の妥当性につきまして御質問がございました。

2度の入札不調を受けまして、入札参加資格を有する、官公庁の船舶の建造実績がある

造船業者6社に対し、詳しく聞き取り調査を行ったところ、かねてより造船業界は国際競争により事業所の統廃合が進行していた中、鋼材・資材など原材料調達コストの上昇に加え、造船業界の技術者不足による雇用賃金や外注費の増大、更には米中対立の影響により、中国の造船受注の一部が日本にシフトしており、国内造船業の人手不足や生産能力が一段とひっぱくしていることなどを背景に、新船建造コストが急激に上昇していることが要因として考えられました。

こうした局面において、もし仮に新船建造の機会を逸することとなれば、老朽化している現在の調査船における安全運航の確保や維持修繕費の増大だけでなく、更なる新船建造価格の上昇も見込まれることから、新船建造を先送りすることは合理的ではないと考えております。

このため、各造船業者に対する実態価格の調査を踏まえ、鋼材や加工部材等の資材費、人手不足による労務費などの高騰分として4億3,300万円の増額変更をお願いさせていただき、令和9年度中に新船の供用を開始したいと考えております。

なお、こうした状況につきましては、去る10月28日、国に対し新船建造費の高騰に対応できる財政支援措置や、国主導による効率的な調査体制の構築を要望したところであり、今後も、国の御理解を求めてまいります。

井村保裕委員

ちょうど私の地元にも造船会社がありまして、先だって、その会社の会長、社長ともお話ををする機会があったのですけど、その会社も言っていたのは、今の経費が、何年か前に契約をまいた時の見積りでは全然合わないと。それを契約先に、あの時とは状況が違うのです、これだけ増額してくれなかつたら駄目なんですという説明をするのが大変ですと、地元の造船会社の方がおっしゃっていました。

今、御説明いただいたように、想定より物価が上がって、人件費が上がって、何をするにも高いというのが現状なんだろうと思っています。

その中でも、必要なものは必要で、必ずしていただければならないですけれども、こうした状況におきまして、今回の継続費の増額変更により、今後、どのように3回目の入札執行に臨み、新たな漁業調査船の整備を進めていくのか、スケジュールを教えてください。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

3度目の入札執行のスケジュールについて御質問を頂きました。

これまで、2度の入札不調により当初の予定よりも着工が遅れており、また造船作業を行う船台の空き状況についても、非常にひっぱくしているところでございます。

こうした状況を鑑み、できるだけ早期に入札執行させていただきたく、11月定例会会期中に、補正予算成立を条件とした議決条項付きでの入札公告を行いたいと考えております。

また、本補正予算をお認めいただいた場合は、入札から落札業者決定までの入札執行手続を遅滞なく実施し、2月定例会に改めて落札業者との請負契約を締結する議案をお諮りし、御審議いただきたいと考えているところでございます。

以上のスケジュールにより、令和9年度中に新船の供用を開始したいと考えております。

井村保裕委員

是非、造船していただきたいと思います。

私も、沖へ行っている時はデータを頂いて、1年間の水温と潮の流れ、春先には、イカナゴ、チリメンの卵や稚魚がこの周辺でどれぐらいありますという情報を頂いて、それを参考に漁に行っていたのもありますし、イカ漁をするときには、その水温を見て、今、カミナリイカかな、シリヤケイカがあの段にいるということで、底引き船などは参考にして行っていました。

昔の人は経験と勘で行っていましたけど、今はそういった情報を基に、最新情報を確認しながら、最新の設備を使って漁を行っていますので、徳島県の調査船にしても、新造船、最新型の設備でしっかり情報を出していただいて、漁獲量の増加につながっていけばと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

岡田理絵委員

新船建造の話ですけど、今まで経済委員会で、生業としている漁師が生活できないという話をさせてもらいました。

その時にも、魚がいないようになっているとか、藻場が無くなったりとか、海水がきれいになって何もいない、最近はワカメも施肥してもらって順調にいっていますけど、結局漁師さんが言っているのは、そのワカメも、海の底を見たら藻が一個もないんだから、魚だってワカメを餌にしなければ仕方ないみたいな嘆きとため息と、海で生活してきた方たちの話なので、結局は循環しているところでの悲痛な声を、ここの委員会で質問させてもらいました。

その時に、調査船で調査して、そのデータが有益になっているという答弁は一回ももらったことがないのです。そんな大事な調査船でしたら、当然漁師が困っているという話をしているのだから、なぜ、その時に調査船を使ってその海域をすぐに調べに行きますという話にならなかつたか疑問なんです。

それと今回、新船建造になつてもう一つ船が大きくなると、今さえ小鳴門海峡とかウチノ海とかに入って来られない現状がある中で、船が大きくなつたからメリットを受けられるのは、この調査対象になつている播磨灘と紀伊水道と太平洋という3海域、主に49か所と書いてありますが、その方たちに対しては、当然有益な調査結果が出て、最新のデータがあるかもしれないけれども、今、実際に調査の対象になつてない地域であつたり、漁師が本当に困っている声に即応してくれていない調査船は意味がないと思うのですが、いかがですか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

これまでの経済委員会での岡田委員による御質問は、漁業者が漁業を継続していく上で重要な課題を指摘されたものと認識しております。

昨年6月の経済委員会では、委員より、漁業を生業として続けていくための振興策について御質問を頂いて、答弁した当時の水産振興課長より、現状認識として、長期的な海水温度の変化の対策として資源管理型漁業の推進について答弁がなされており、これは、漁業調査船とくしまで実施している海洋調査や資源量調査を踏まえたものとなっております。

また、昨年9月の経済委員会におきましても、ワカメ養殖への海水温の影響と対策について御質問され、水産振興課長から、過去30年で播磨灘の海水温が約1.0度上昇しているという答弁があり、これも漁業調査船とくしまで海洋観測をした結果を踏まえたものと考えております。

漁業調査船は、海洋観測と資源量調査を実施し、調査結果を週間漁海況情報として情報発信を行い、本県漁業者の効率的な操業を支援しております。

また、中長期的視点の活用では、海洋環境や資源量の推移を正確に把握することにより、例えば、高水温耐性を持ったワカメの育種等の研究開発や、国においての漁獲量割当てといった政策を検討する上で重要な基礎資料となっており、調査船の役割は重要であると考えております。

岡田理絵委員

今、屁理屈のように、調査船で調査したデータで答弁したという話がありますけど、当時はそんな話を一切しないで、そんなに調査船が大事だったら、なぜ答弁の中に一回も出てこないのですか。

予算が要るようになってから、調査船のお金が高いと。当然造船業は無茶苦茶上がっています。だから民間の造船屋はみんな困っています。

それではっきり言わせてもらうと、県のように増額してくれるような契約になっているところは少ないです。

元々そんなめちゃくちゃ甘い計画を立てていて、応札がないから上げていきますという話で。私に言わせてもらったら、4億円あるのだったら藻場を作ってもらつたらいいと思うし、当然調査することは否定しないけど、意味がある調査をしてくれているのかもしれないけど、それでしたら、もっと全部の海域に、全部の漁師に役立つものをしてほしい。今の調査の中でも、瀬戸内海や播磨灘での調査はあるけど、それ以外のところは調査していないでしよう。船が入らないでしよう。

その部分の現実があって、県内の漁師の地域間格差があつていいのかどうかという部分と、その部分を新しくしたのだったら、船が入っていけないけど、最新データの調査機だけ持って、その海域に入っていって調査しますというのだったらまだしもだけど、そんな話も聞かれない。

結局、それでメリットを得られる漁師と、全域の漁師では得られない不公平感がある部分もあるので、そのあたりも解消してほしいと思うし、そのあたりはいかがですか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

調査箇所について、全県的な配置、特に鳴門地域における調査についての御質問だったかと思います。

漁業調査船とくしまは、本県海域の播磨灘、紀伊水道、太平洋の49地点で調査を実施しており、このうち、鳴門市沿岸では月1回、播磨灘の5地点、紀伊水道の2地点について調査を行っております。

また、ウチノ海や播磨灘など比較的穏やかな海域におきましては、農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎から小型の船外機船を用いて、赤潮や貝毒の原因となるプ

ランクトンや水分、塩分などのモニタリング調査を定期的に行っており、漁業者、県民に對して情報提供を行っております。

漁業調査船とくしまにつきまして、ウチノ海や小鳴門海峡といった地域の調査につきましては、今後、検討したいと思います。

岡田理絵委員

そこをちゃんとやりますというのだったらまだしも、検討だったら、そんなの要らないのではという話になりますよ。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

新造船におきまして、小鳴門海峡、ウチノ海といった浅い海域で調査ができるかにつきましては、実際に船を運営、運航している水産研究課と協議したいと思います。

今は、農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎から、小型の船外機船で機動的に調査しておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

岡田理絵委員

一つだけ、本当に言っておきます。

メリットが得られない海域があるのだったら、新造船の二十何億円を認める必要がないと私は思っているし、結局、現状でも調査船のメリットを受けていない話になってきます。そこは全部、生業として生活が懸かっていて、命を懸けて仕事をしている人たちに対してすごい不誠実だと思うから、県内全部の漁師に対して、きちんと同じように漁ができるよう、今までと変わったところはこんなことです、水温はこんなのですという情報提供は公平に、確実にしてくれるように強く要望させてもらいたいと思います。

今、鳴門市でもカキの被害が非常に起こってきていますので、それこそこの調査船を出して、カキの被害とプランクトンと、広島からの流れは調査されていると思います。これは付託委員会の時に聞きたいと思いますので、お願いしたいと思います。

先ほど、部長から説明のありました徳島県農業振興地域整備基本方針の変更についてですが、県のいろいろな面積目標が減少になったことについて、この現状の目標値はどのように導かれたものなんでしょうか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま岡田委員から、県の面積目標について、どのように導かれたものなのかという御質問を頂戴いたしました。

県の面積目標につきましては、農地の減少要因でございます農地転用や荒廃農地の発生のすうせいに、農地の増加要因でございます農用地区域への編入促進、荒廃農地の発生防止及び解消、更に市町村から御報告いただいております道路整備計画などの独自の事由を踏まえて、国が定めます計算式に基づき、算出設定をさせていただいております。

増加要因でございます施策効果につきましては、10年間で約600ha弱の農地面積の増加を見込むなど、将来にわたる優良農地の確保に向けて、大きく配慮した面積目標となっております。

なお、変更案では、国の減少率マイナス1.7%に対しまして、県の減少率はマイナス3.4%で1.7%の乖離がございますが、本県は、全国に比べまして高齢化や後継者未定農地の割合が高く、中山間地域も多いことから、10年後に確保可能な農地と判断できる農地面積が全国平均より小さく算出され、結果として、本県の面積目標枠は国より減少率が高くなっています。

県といったしましては、面積目標の達成に向けて、地域計画に基づく担い手への農地集積、集約化や、中山間地域等直接支払制度を活用した農地保全等により、優良農地の確保、有効利用に努めてまいります。

岡田理絵委員

国が示す算式で計算された、設定されたということが分かりましたが、これから農地が減少していくことは想定されることではないかと思いますので、目標達成に向けた努力を是非していただきたいと思います。

農地の確保に関する事項についてですが、市町村からの農用地区域の除外協議があつた場合の同意基準として、面積目標に影響を及ぼすおそれと書かれていますが、それは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま岡田委員から、面積目標に影響を及ぼすおそれのある具体的な場合について御質問を頂きました。

年間の転用可能面積は、過去の農地転用面積のすうせいから51.1haと算定しております。したがいまして、この面積を上回る場合には、その翌年度から、転用を行おうとする県内の全市町村で影響緩和措置を講じていただく必要が生じてまいります。

岡田理絵委員

除外面積がどれだけの面積になるのかを考えながら、気を使いながらしていかなければいけないことは分かりましたが、面積目標に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、市町村は、農用地区域への編入や荒廃農地の解消など影響緩和措置を用意しなければいけないのは、少しハードルが高いような気がするのです。

両方とも本当に厳しい措置であると考えますが、市町村が影響緩和措置を用意できなかつた場合、代替措置として県の施策へ協力することも、またハードルが高いような気がするのですけれども、県としてはどのような施策を考えているのですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま岡田委員から、代替措置としての県の施策について御質問を頂戴いたしました。

影響緩和措置は、対象年度に除外を行う市町村におきまして、農用地区域への編入や荒廃農地の解消などの措置を5年以内に実行していただくことになります。

しかしながら、委員御指摘のとおり、荒廃農地を有効利用しようとする担い手はいらっしゃるもの、荒廃農地の解消費用が負担になることなど、影響緩和措置の実施が難しい場合もあるかと考えます。

そうした場合、国のガイドラインにおきましては、県への協力として、機械、資材、技術、資金などの提供が例として挙げられているところでございます。

どのような手法で御協力いただくかについては、市町村と個別具体に検討してまいりたいと思っておりますけれども、例えば現在、県では、担い手が耕作放棄地を引き受け、再生、整備した場合にその費用を支援する県単独の事業がございますが、影響緩和措置として活用するために、市町村にこの事業に上乗せの費用負担をしていただくことも、一つの手法と考えております。

なお、耕作放棄地を引き受ける担い手への支援につきましては、耕作放棄地の解消事業の紹介にとどまることなく、円滑な営農につながるような各種事業の御紹介や、計画作成などに係る伴走支援に努めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

県単で予算があつて、放棄地から農地に変えるときの支援がありますし、それが足りなかつたら、市町村に声を掛けますという話だったのですけれども、一旦放棄地になったものを農地に変えようとすると、経年によって違いはありますけど、非常に労力と資金と、農地に変えるところが条件だから、草を刈つたらいいのではなくて、そこをもう一回耕して、何かを植えないといけないというところなので、伴走支援をしてくださるという話なんですが、こここの部分は非常に丁寧に、県が本当に面積保持のためにするならば、その部分を引き受けてくれる農家の立場に立って、農地ができるまで伴走支援を続けてほしいと思います。

また、新たな県の単独事業というのは、1回耕作放棄地の草を刈つてどうのというだけではなくて、その農地が農地として定着するまでという長いスパンで、単年ではなくて、何年か経年で支援ができるような政策も考えていただけたらとも思います。

適正な農地利用ができるような仕組みづくりを、伴走して考えていただきたいと要望させてもらいたいと思います。

もう1点、このような制度改正によって、今までになかった影響緩和措置を実施する可能性が出てくるなど、今度、実際に県民からの申請を受ける現場の市町村で、そのようになったときには混乱が生じるのでないかと思うのです。

県としては、市町村に対しても丁寧なフォローをしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま、この度の制度変更に対する市町村へのフォローについて御質問を頂戴いたしました。

農業振興地域の整備に関する法律につきましては、令和5年度末より、国から県、市町村に改正の方向性やスケジュール等について御連絡を頂いており、以降、国からの意見聴取や情報発信の都度、市町村と情報共有を行い、本年3月には、市町村向けの説明会を開催させていただきましたなど、制度改正の周知に努めてきたところでございます。

市町村からの相談も日ごとに具体化されると感じてございまして、制度理解は深まっているものと考えております。

今後、先ほど申し上げました年間転用可能面積、施行時51.1haを基準とした管理を行う中で、具体的な影響緩和措置を求めることが考えられます。

その際には、改めて説明会を開催させていただくなど、現場の市町村に混乱が生じないよう、より一層の情報発信や制度運用に係る支援に努めてまいりたいと考えてございます。

岡田理絵委員

是非丁寧に説明していただくとともに、農地の扱い手の人たちにも説明していただいて、この制度がうまく進むよう願っています。

それで、レンコンについては付託委員会でまた質問させてもらいます。

井村保裕委員

今の岡田委員の件なんですけれども、今、資料を見ていましたら、徳島、鳴門、小松島、吉野川については、都市計画法に基づき設定された市街化区域や大規模な森林の区域とか、施設以外になっているのですけど、いわゆる市街化調整区域ですよね。そして、市街化調整区域の中で青地があると思うのですけれども、この扱いは同じでいくのですか。

それともう1点、その市街化調整区域の中で、民家があって、雑種地があって、畠があって、混在する地域があって、樹木は畠なんだけど、現状は駐車場になっているというのはよくあるのですけれども、そこらの扱いも併せて教えてください。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま井村委員から、御質問を二つ頂戴いたしました。

一つは面積確保について、調整区域内の青地、いわゆる農用地区域と白地、農用地区域外の土地を同等に扱うのかというお話を頂戴しました。

これにつきましては、基本的に面積確保の対象とさせていただいているのは青地、農用地区域内の土地を対象にしてございます。

いろんな措置の中で、例えば、影響緩和措置の確保のために白地を青地に編入していくような中で、白地を活用させていただくような関わりは生じるかと思っております。

もう一つ御質問を頂きまして、混在している民家や雑種地、農地が混在しているエリアの取扱いについて、どうするのかというお話を頂戴いたしました。

このような場所については、基本的に農用地区域白地の場所が多いかと思います。農用地区域外の白地かつ調整区域という所の取扱いの判断が非常に難しいところで、例えば、農用地区域からの除外や、除外した後の農地転用というところにつきましては、都市計画法との絡みで、市街化調整区域内で開発が可能な対象物件が限定されている関係もございまして、農地転用と開発許可は、同時許可の形になってございます。

こんな中で、農用地区域側が除外しようとしても都市計画側が認められない物件もございまして、そういう場合に除外できない、開発できない、転用できないことが生じる場合があるのでけれども、個別で審査させていただくのが現状かと思います。回答になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願ひします。

井村保裕委員

市街化調整区域、やはり青地の中にも白地と混在する所があると。今、私が室長に言ったのは、東部都市計画において都市計画をやっているのと併せて、別でそれぞれの地域がそれぞれの地域計画で集約して大きい枠を作つて、担い手が示してくれるのです。今の地域計画については、もっと早くしておかなければいけない。徳島県は大分遅れていると感じています。

当然、ほ場整備をすれば一番いいんだろうけど、できていない所の地域計画で集約を行つて大きい枠にするとかは賛同しているのですけど、もう一つ、それとは別に東部都市計画で何十年も前にできた線引きの制度があつて、お話をしたら、多分5年ごとに見直してマスター・プランという話が出てくるので聞きませんが、その中で、平成12年までは人口が増えていた、そこからずっと人口減少で、空き家が増えて、担い手も減つて、耕作放棄地も増えてきた現状の中で、乱開発を防止するための計画が、今、家を建てようとする、住み着いてもらう足かせにもなっていると思っています。

優良農地は優良農地でしっかりと守つていただく。ただ、混在する所は市町村にしっかりと権限を持たせて、先ほどフォローすると言つたのですけど、私は、そういった区域は市町村にある程度権限を持たせてやるべきなんだろうと。

市町村にそれをお聞きすると、いや県が県の都市計画で認めてくれないと駄目なんですというお返事を何回も頂いていたのですが、ここでこうやって説明したら、いやそれはそれぞれの市町村がマスター・プランで毎年ごとにしていますというお返事が返つてくるのです。

市町村と県とでそれぞれそういう立場があつて、現場は何も動かずして何十年前からほとんど現状のままで、ここは商業区域になってもいいのではという所もあるし、ここはしっかりとほ場整備して優良農地で守るべき所だらうという所もあるのです。

そこらを、もっと市町村に権限を持たせてほしいと私は思うのですけど、通告していないので、私の持論だけ聞いていただいて終わろうと思います。これは一般質問でしようと思っていた案件だったので、関連して聞かせていただきました。

岡田晋委員

林業振興課にお聞きします。

提出予定議案第15号、徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定についてです。

赤ちゃんから高齢者までが楽しむ集いの空間、0歳から100歳まで楽しめるをコンセプトに、館内のおもちゃは子供だけでなく、誰でも手に取つて楽しんでいただけますとのホームページでの案内を見て、15日に行きました。案内どおり、大人でも楽しい空間でした。ボランティアスタッフのおもちゃ学芸員の方が懇切丁寧に案内してくださいり、木のぬくもり、人のぬくもりを感じ、笑顔になりました。とても良い施設だと思います。

そこで、お尋ねします。今回の指定管理料7,009万2,000円で行う業務を教えてください。

須恵林業振興課長

ただいま岡田委員より、今回の指定管理料7,009万2,000円で行う業務についての御質問がございました。

徳島県立木のおもちゃ美術館は、県民が木の良さやその利用の意義を守る場を提供して

木育を推進し、森林林業に関する理解を深め県産材の利用促進を図るため、令和3年10月に完成し、指定管理制度により運営を行っているところです。

指定管理者が、令和8年度の指定管理料7,009万2,000円で行う業務については、徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例に掲げております、木育の普及啓発及び県産材の魅力発信、木育に関する団体等の交流及び連携、徳島県立木のおもちゃ美術館の利用に関する業務のほか、施設物品の維持管理に関する業務、徳島県立木のおもちゃ美術館にあります研修室の利用に関する業務、徳島県立木のおもちゃ美術館の使用料の徴収に関する業務としております。

岡田晋委員

指定管理予定者は現在と同じ事業者で、指定期間は1年となっていますが、それに至った経緯や理由について教えてください。

須恵林業振興課長

ただいま岡田委員より、指定管理予定者が同じ事業者になった理由と、指定管理期間が1年間になった経緯について御質問がございました。

徳島県立木のおもちゃ美術館が位置するあすたむらんど徳島につきましては、誰もが集い樂しめる拠点を目指し、有識者や子育て世代、若者代表者等で構成する在り方検討会の設置を予定しており、利用者のニーズを把握するため、県民アンケート、民間活力の活用に向けたサウンディング調査を行い、施設の将来像や新たな運営方法などを盛り込んだ基本構想を年度内に作成する予定しております。

この基本構想におきましては、徳島県立木のおもちゃ美術館とあすたむらんど徳島との一体的な運営も視野に入れて策定することにしており、策定後に新たな管理者の公募を行うこととしております。

このため、現在と同じ事業者を指定管理候補者とし、指定管理期間を1年間とするものでございます。

岡田晋委員

15日に行った時の状況ですが、大勢の方が来られており、にぎわっていました。大人だけで来られている方もおいでました。

私も、目当ては里山ひろばといわれる徳島市のランドマーク、眉山を表現した巨大なオブジェの周りに散りばめられた5万個の木の卵が流れる四国最大の河川、吉野川の中に、最近1個だけ加わったすだちくんの刻印のある卵を見つけることでした。私は見つけられずに、來ていた女の子が見つけてくれました。

ドングリが100個あるとの案内表示があるので、独り占めして集めている人もおり、個数の表示はしないほうが良いかと思います。

すだちくんが入っているという案内表示はありませんでした。

また、かわいい徳島県のキャラクターすだちくんです。ヘルメットをかぶってチェーンソーを持っているパターン1個ではなく、いろんなパターンのすだちくんを入れて、より親しんでもらえるようにしてはどうでしょうか。

須恵林業振興課長

ただいま岡田委員より、木の卵、いわゆる木球についての御質問を頂きました。

徳島県立木のおもちゃ美術館の中でも、里山ひろばと呼ばれるエリアにつきましては、県産材をふんだんに使い、眉山や吉野川を模した遊具等を配置した大空間となっており、年中、大勢のお客様でにぎわっております。

このエリアには、県産材で作った卵型の木球を5万個配置しており、その中にドングリ型や人形を加えた木球を100個入れ、宝探しのように遊ぶ仕掛けを取り入れているところでございます。

今年度に入りまして、林業版のすだちくんをレーザー加工で印字した木球を1個加え、更に人気が高まっているところです。

委員御指摘のとおり、更に多くのお客様に手に取っていただく機会を増やすためにも、ヘルメットをかぶりチェーンソーを持ったパターン以外のすだちくんについても導入を検討し、例えば、月替わりでパターンが違う木球に入れ替えるなど、更なるにぎわいの創出と、本県ならではの木育の発展につなげていきたいと考えております。

また、木球の案内表示につきましては、数の表示の見直しや新たに追加する木球を適宜追加するなど、対応してまいります。

岡田晋委員

是非早急に、案内表示パネルの中にすだちくんを入れてください。

徳島県立木のおもちゃ美術館は、あすたむらんど徳島の中にある施設ですので、あすたむらんど徳島の施設として、今後は一体的な管理運営が行われ情報発信についての一元化が図られることにより、今まで以上に県民に愛され、徳島の木の伝統や文化を幅広い世代の方に知っていただく施設として発展してもらいたいと思います。

次に、農林水産総合技術支援センター経営推進課にお聞きします。漁業調査船「とくしま」新船建造事業についてです。

新船建造については必要なことだと思いますが、全世界的な需要や社会的な背景により予定どおりにはいかないので、今回の継続費の補正予算額4億3,300万円は、補正前の額から比べると23.1%の増額となったことは否めません。

新しい船には、新しい機器が備えられると思います。新造船に備えられる調査機器について、現行船と比較して新たに備えられる機器にはどういったものがありますか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岡田委員より、新造船に搭載される新たな調査機器について御質問を頂きました。

現行船では、本県海域の播磨灘、紀伊水道、太平洋において、水深ごとの水温、塩分、潮の流れなどの観測調査や、シラス等の漁獲予測に必要となる魚の卵や稚魚の資源量調査などを実施しております。

新船では、こうした現行船の調査機能に加えまして、船を走らせながら表層の海水温や栄養塩類等を即時に測定できる連続自動海水分析装置や、漁場の詳細な海底地形を超音波

により立体的に可視化するマルチビームソナーなど、新たな観測機器を搭載することとしております。

これらの新たな観測機器で調査、収集した高精度かつ大量のデータは、調査船内において迅速に分析、加工し、県内漁業者の元に分かりやすく情報提供することにより、県内漁業の操業の効率化や収益性向上を図ってまいりたいと考えております。

岡田晋委員

新造船で新たに追加調査できる内容はもちろんあると思いますが、近年、地球温暖化により海水温が上昇し、海産資源にも影響が出ています。その気候変動に適応する対策が必要かとも思います。

それに関連した調査も、新造船の調査項目の一つとして取り上げて情報提供してはいかがでしょうか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま、新造船における気候変動対策に関する調査と情報提供について御質問を頂きました。

漁業現場では、海水温の上昇や統計開始以来最長となる7年9か月にわたり続いた黒潮大蛇行など、漁場環境は目まぐるしく変化しており、例えば本県ではカツオやブリ、アマダイが豊漁となる一方、タチウオやアワビ類の漁獲量が減少するなど、気候変動の影響と見られる現象が発生しております。

こうした気候変動の影響を正確に把握するため、水温、塩分、潮の流れなどの漁場環境や、漁業資源の分布や資源量の調査を実施するとともに、今後の変化をいち早く予測することが重要であります。

このため、新たな観測機器などを活用して調査収集した膨大な観測データを調査船内で解析し、現在の漁場の水温や潮の流れが一目で分かる海況図や、A I分析により9日先まで高度な海況予報を行うなど、いつどこでどのような魚が捕れるのかを予測できる情報を即時に漁業者の元に配信できる新たなシステム構築を進めているところです。

今後、新船の供用と併せてシステムを運用開始することにより、県内漁業者の皆様が気候変動の影響に適応し、持続可能な漁業を営むことができるよう努めてまいります。

岡田晋委員

科学技術は進歩します。10年、20年後を見据えた調査のできる新造船の発注がスムーズにいくことを願って、質疑を終わります。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって経済委員会を閉会いたします。（14時40分）